主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、被告人及びその弁護人岡崎源一提出の各控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用する。

被告人の控訴趣意一及び弁護人の控訴趣意第一点について。

商人その他の営業者がその業務に関し誇大の形容、表現を用いてその商品又は業 務を吹聴するは、日常これを観るところであつて、かくの如きは必ずしも違法な行為であるとするには足りないが、斯かる取引上においても商品又は業務に関する具 体的事実を虚構し、人をして物品の価値判断を誤まらしめ買受の決意を為さしめる が如きは、もとより違法な欺罔手段であるというべきであつて、これを違法性のな い商略的言辞と同一視す〈要旨〉ることはできない。記録によれば、被告人は衣料品 行商を業とするものであるところ、単独で又は他人と共謀〈/要旨〉して、Aほか多数 の者に対し、合成繊維製生地の製造販売を業とする会社の宣伝部員で会社からナイ ロン生地の宣伝に来たもののように申し詐り且つ携行の生地は化学繊維製品でナイ ロンは含まれておらないのに拘らずナイロン生地であるように装い又、注文を受けても後日洋服を仕立てて送付する意思がないのにも拘らずこれあるもののように装 い右生地はナイロン四割、毛三割、綿三割を含む会社の新製品で未だ市販されてい ないものであるが特に安価に販売する旨並びに、洋服仕立を左文すれば後日右生地 で仕立てて送付する旨虚構の事実を申し向け、よつて右A等をしてその旨誤信させ て右生地を買い受けさせ又は右生地による洋服等の仕立方を注文させ、即時同所で 同人等から生地買受代金又は、仕立洋服代金前金名義の下に金員を交付させて受領 した事実が認められるからその行為は叙上説明の趣旨に照し違法な欺罔行為により 金員を騙取したものであつて詐欺罪を構成することはいうまでもなく、これをもつ て違法性なき商取引上のかけ引き又は商人としての業務上正当の行為であるとする ことはできない。また、民事上いわゆる過失相殺の観念はこれを刑事上の責任につ き適用すべき限りではないから仮りに所論の如く、本件事案の経過において、A等 被害者側に本件商品の価値判断を誤り又は被告人の真意を誤信するにつき過失の認 むべきものがあつたとしても、右の錯誤が叙上の如く被告人等の欺罔行為によつて 誘発されたものである以上、被告人等の詐欺の罪責には、何等の消長をも来さな

論旨はいずれも事実認定及び法令の解釈、適用に関する独自の見解に立脚するもりであつて採用し難い。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 三宅富士郎 判事 河原徳治 判事 遠藤吉彦)